



議案第十三号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の  
一部改正について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十八年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五十八年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の  
一部を改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第  
三十号）の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第十三条関係）

水 火 災 の 場 合	一 回 に つ き	三、一〇〇円
	四時間を超えて従事 する場合一回につき	四、〇〇〇円
警 戒 の 場 合	一 回 に つ き	三、一〇〇円
訓 練 の 場 合	一 回 に つ き	三、一〇〇円
その他団長が招集する場合	一 回 に つ き	三、一〇〇円

附 則

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。